

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）（案）の概要



資料2-1

策定の趣旨

- 第1期計画（平成17年度～令和2年度）の取組や対応すべき課題を踏まえ、森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

計画の位置づけ・期間

- 1 計画の位置づけ
琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく法定計画
滋賀県基本構想や第5次滋賀県環境総合計画に基づき、他の計画と調和、また森林法に基づく地域森林計画と整合
- 2 計画期間 2021年度～2030年度（10年間）

現状や顕在化する課題

- 1 全国の動き
 - 自然災害の頻発、森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献、森林吸収源対策としての役割の高まり、森林経営管理法の施行、ICTを活用した森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり、新型コロナウイルスの感染拡大 他
- 2 滋賀県における現状と顕在化する課題
 - 人工林は利用期を迎えるが伐採されず高齢化が進行、適切な更新が必要
 - 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害が増加、災害に強い森林づくりが必要
 - 過疎化・高齢化が進行する農山村地域の活性化が必要
 - 市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
 - 林業の成長産業化に不可欠な林業就業者の確保、人材育成の推進
 - 木材利用への理解を促す「木育」の推進
 - 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進
 - 2050年「しがCO2ネットゼロ」に向けての森林吸収源の確保およびバイオマス利用等の推進

第1期の取組結果

第1期計画の取組（平成17年度～現在）

【主な成果】

- 多面的機能の発揮のため森林整備や長伐期化を推進
- 里山の整備など生物多様性に配慮した豊かな森林づくりに貢献
- 間伐材の搬出利用による地球温暖化防止に貢献
- 森林づくり団体など多様な主体による森林づくりが進展
- 木材流通センターを核とした県産材の生産・流通体制を整備
- 住宅や公共施設建築や木製品など様々な用途でびわ湖材を活用
- 延べ約17万人の子どもたちへ森林環境学習「やまのこ」を実施

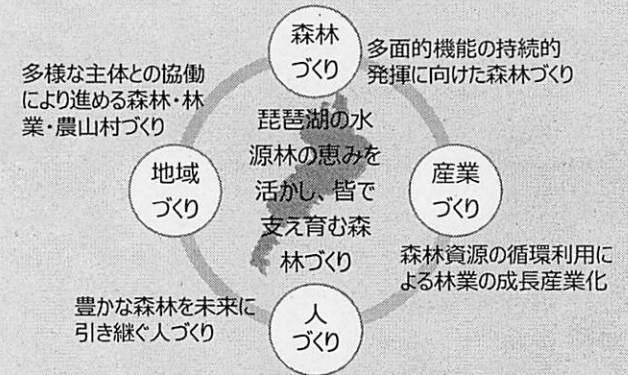
【主な課題】

- 引き続き境界明確化や森林整備の推進が必要
- 二ホンジカの継続的な捕獲や被害対策が必要
- 森林づくり団体等の継続的な活動や県民等のさらなる理解や参画を促進するため、きめ細かな支援が必要
- 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進が必要
- 森林環境学習の継続的な実施が必要

目指す森林づくりの方向

- 1 基本方向
琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進
- 3 基本方針に基づく施策の考え方
100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定
方針1 森林づくり
多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進
方針2 地域づくり
県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進
方針3 産業づくり
川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進
方針4 人づくり
担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進
- 4 SDGsの達成に向けた取組

- 2 基本方針
琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり



琵琶湖の水源地を育む4つの方針

基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策

- 施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり
(1) 適切なソーシングに基づく森林づくりの推進
持続可能な森林づくり、森林経営管理制度の推進、地球温暖化防止への貢献等
(2) 災害に強い森林づくりの推進
ライフライン保全の取組、水源林の保全巡視 等
(3) 生物多様性の保全
多様な自然生態系の保全、二ホンジカ生息密度の低減、土壌保全対策 等
- 施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり
(1) 多様な主体による森林づくりの推進
地域住民、ボランティア団体等の取組支援、県民の理解の醸成 等
(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進
地域資源を活かした仕事おこし等による農山村の活性化、森林文化の振興 等
- 施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化
(1) 活力ある林業生産の推進
集約化の推進、機械化等による生産性の向上 等
(2) 県産材の加工・流通体制の整備
県産材の安定供給、加工体制の整備、加工・流通を担う人材の育成 等
(3) あらゆる用途への県産材の活用
魅力の発信や木育の推進、住宅や公共施設、民間施設等での県産材の活用、新規需要開拓の推進 等
(4) ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化
精度の高い情報の把握、ICTを活用した県産材サプライチェーンの構築 等

施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

- (1) 林業の担い手の確保・育成
新規就業者の確保、森林・林業に関わる総合的な人材の育成 等
- (2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成
あらゆる世代への森林環境学習 等

重点プロジェクト

計画期間の前半5か年に重点的に行う施策

- 1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト
生産適地の適切なゾーニング、少花粉苗木や広葉樹の植栽 等
- 2 災害に強い森林づくりプロジェクト
関係機関と連携する適切な仕組みづくり 等
- 3 「やまの健康」推進プロジェクト
森林資源、森林空間の活用、地域の魅力の発信 等
- 4 公共建築物木造化プロジェクト
公共施設発注部局との連携、県産材供給体制の整備 等
- 5 木質バイオマス地域循環プロジェクト
未利用材の有効利用、木質バイオマス発電施設への安定的供給 等
- 6 木育活動促進プロジェクト
木育の場の確保、木育指導者の育成 等
- 7 林業人材育成プロジェクト
専門的な技能の習得支援 等

推進体制

- 1 財源の確保
琵琶湖森林づくり県民税や森林環境譲与税の活用
- 2 進行管理と点検評価
- 3 実施状況の公表
- 4 関係者との連携・協力

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）
（案）

令和3年(2021年)3月
滋 賀 県

目次

第1 はじめに	2
第2 森林・林業を取り巻く現状と課題	3
1 全国の動き	3
2 滋賀県の現状と課題	5
第3 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組総括	10
1 基本指標に基づく評価	10
2 戦略プロジェクトに基づく評価	13
第4 基本計画が目指す森林づくりの方向	15
1 基本方向	15
2 基本方針	15
3 方針に基づく施策の考え方	16
4 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組	23
第5 施策の体系	25
第6 基本施策	26
1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	26
2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	28
3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	30
4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進	32
第7 重点プロジェクト	34
1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト	34
2 災害に強い森林づくりプロジェクト	35
3 「やまの健康」推進プロジェクト	35
4 公共建築物木造化プロジェクト	36
5 木質バイオマス地域循環プロジェクト	37
6 木育活動促進プロジェクト	37
※ 県産材利用にかかるプロジェクトの関係	38
7 林業人材育成プロジェクト	39
第8 指標と主なSDGsターゲットとの関連	40
1 基本施策	40
2 重点プロジェクト	41
第9 推進体制	42
《参考資料》	44

第1 はじめに

1 策定の趣旨

滋賀県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしています。

平成17年度（2005年度）から令和2年度（2020年度）までを期間とする第1期計画では、こうした森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできました。

令和3年度（2021年度）から始まる第2期計画では、第1期計画の成果とその評価、残された課題や新たに対応すべき課題を踏まえ、今後10年間の森林・林業に関する具体的な施策の方向を示すこととします。

2 計画の位置づけ

- ・琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく法定計画として位置付けられています。
- ・滋賀県基本構想（平成31年3月策定）や第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月策定）を上位計画とする分野別計画として位置づけ、森林・林業にかかる総合的な推進を図る計画とし、他の分野別計画と調和させることとします。
- ・森林法に基づく地域森林計画との整合を図ります。

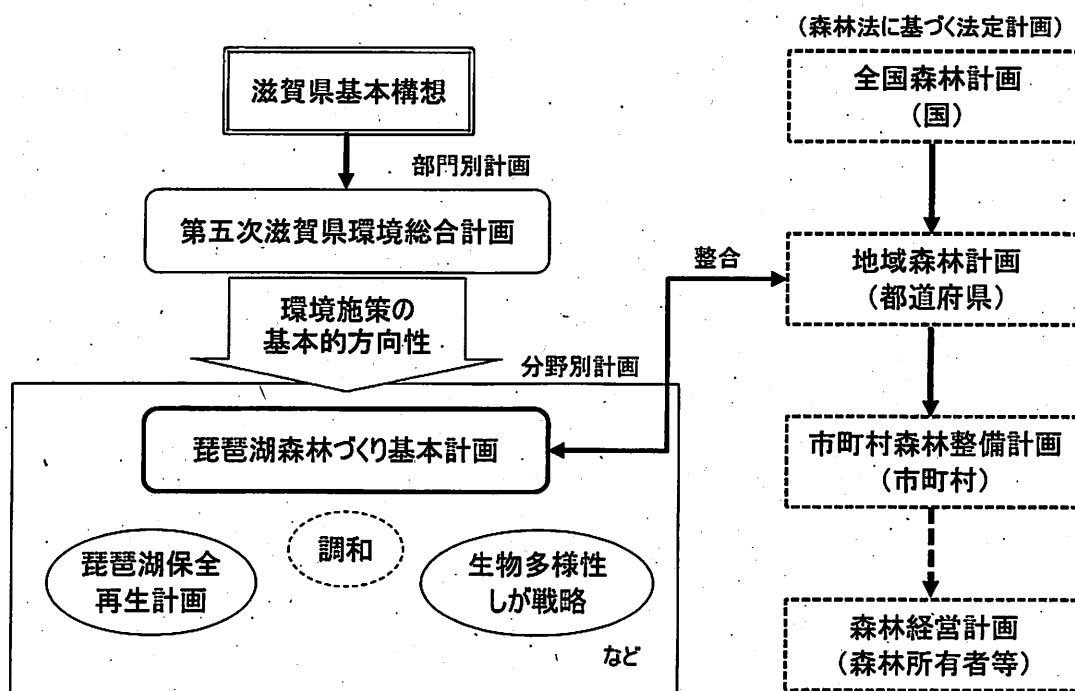


図1 計画の位置づけ

3 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間としますが、本県の森林・林業を取り巻く社会・経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年目を目途に見直しを行うこととします。

第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

1 全国の動き

(1) 自然災害の頻発

近年、全国的に自然災害が多発しています。平成30年(2018年)には、7月の豪雨災害や北海道の地震災害など全国各地で山地災害が発生しました。令和元年(2019年)においても、9月の「令和元年房総半島台風(台風第15号)」、10月の「令和元年東日本台風(台風第19号)」等により、広い範囲で記録的な強風や大雨に見舞われるなど、全国の多くの地域で山地災害、風倒木被害が発生しています。令和2年(2020年)の7月豪雨でも各地で被害が発生しており、治山事業や森林整備事業等による被害箇所の早期復旧や、事前防災・減災に向けた「国土強靱化」の取組が必要となっています。

(2) 森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献

平成27年(2015年)に国連サミットにおいて採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、持続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されています。森林のもつ多面的機能は、SDGsの目標15(陸の豊かさを守ろう)を始め、水源涵養は目標6「安全な水とトイレを世界中に」に関連するなど、様々な目標の達成に貢献しています。

政府が推進する具体的な取組の方向性を示す「SDGsアクションプラン2020」では、森林・林業・木材産業に関するものとして、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための取組、スマート林業構築推進、新たな森林空間の利用、新規就業者の育成、国土強靱化への対応、気候変動対策など、様々な対応を行うこととしています。



図2 SDGs ロゴマーク

(3) 森林吸収源対策としての役割の高まり

令和2年(2020年)以降の「パリ協定」の下でも、「京都議定書」の下で使用してきた、間伐等の適切な森林経営が行われている森林による二酸化炭素の吸収量を削減量に含める方法を用いて、温室効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められ¹、引き続き地球温暖化対策として、森林吸収源対

¹ 国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)

策が重要な役割を果たすこととなっています。

(4) 森林経営管理法の施行

平成 31 年（2019 年）4 月に森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる「森林経営管理制度」が規定されました。この制度は、これまでの森林経営計画制度等と異なり、市町村が主体となって適切な経営管理を図るというスキームとなっています。

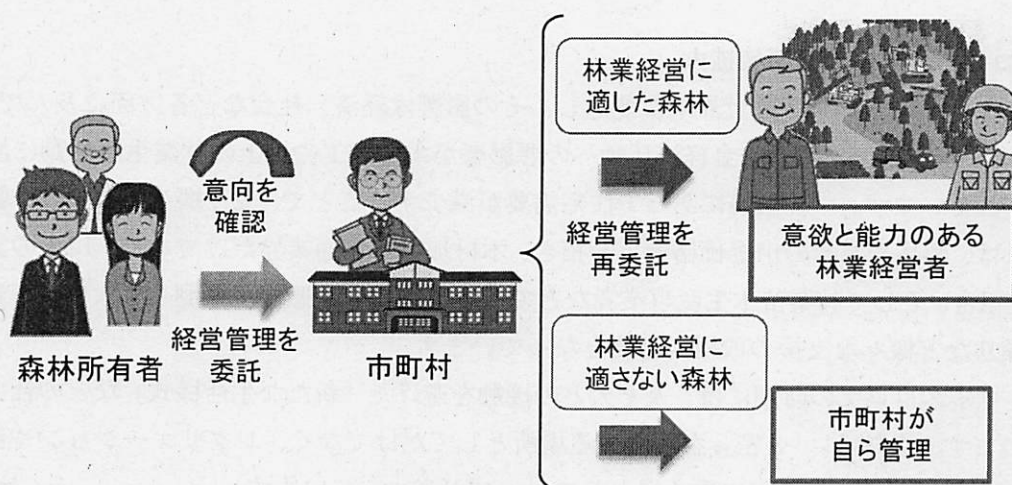


図 3 森林経営管理制度の概要（林野庁提供資料）

(5) 森林環境税・森林環境譲与税の創設

森林経営管理法を踏まえ、市町村および都道府県が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税は森林経営管理制度の開始に合わせて、令和元年度（2019 年度）から譲与が始まりました。この税をきっかけに森林整備の進展だけでなく、都市部が山村地域の木材の利用等を通じて、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や山村の振興等につながることが期待されます。

(6) ICTを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり

林業は、その厳しい労働条件や、林業が営まれる山村地域での過疎化や高齢化の進行などから、労働力を確保し、森林を育てていくことが難しい現状があります。国では、令和元年（2019 年）6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、林業・木材産業の成長産業化に向け、高精度な資源情報を活用した森林管理、ICTによる木材の生産管理等によるスマート林業などの「林業イノベーション」を推進することとし、林業収益性の向上や安全で効率的な自動化機械による作業などにより魅力ある産業にすることを目指しています。

(7) 再造林の低コスト化への取組

全国的に人工林の多くが本格的な利用期を迎え、主伐の増加が見込まれる中、適切な再造林の実施、造林の低コスト化および苗木の安定供給が重要になっています。再造林の経費を圧縮する手法として、

集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して地拵えや植栽を行う「伐採と造林の一貫作業システム」が導入されつつあります。

(8) 非住宅等への木材利用の増加

全国的に、戦後造成した森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業の成長産業化を実現していくため、川中、川下の施策を充実させていくことが必要となっています。これまで国産材が使われてこなかった住宅部材での利用拡大、また、都市における木質耐火部材の開発、非住宅分野を中心としたCLTの利用と普及等が取り組まれています。

(9) 新型コロナウイルスの感染拡大

新型コロナウイルス感染症は世界中に蔓延し、その影響は経済、社会など各方面に及んでいます。

森林・林業分野にあつては、社会経済活動への悪影響が木材加工や川上の林業生産活動に波及することが危惧されています。コロナ禍にあつて住宅需要が減少することで、受注機会が失われ、製品出荷量が減少すれば、製品や原木の市場価格低下を招き、木材加工や流通業界だけでなく、川上の素材生産事業者、森林組合、そして林業苗木生産事業者などでも事業採算性の悪化が予測されます。事業継続に向け、資金繰りなど様々な支援の取組が必要となっています。

一方で、ウィズコロナの時期には、人と人との接触を避けた「新たな生活様式」などの社会変改が求められています。森林は、「3密」を回避する場所としてだけでなく、レクリエーションや健康維持の場として、またテレワークなどの働く場としてニーズが高まっています。

2 滋賀県の現状と課題

(1) 利用期を迎え充実する一方、伐採が進まず高齢化が進む人工林資源

本県の人工林資源は、その多くが利用期を迎え充実する一方、長期に渡る林業生産活動の低迷等により、伐採・再造林が低調で推移した結果、若齢林が非常に少なく、高齢化が進行する状態となっています。このため持続的な資源確保が困難となっており、また手入れが十分にされなければ災害リスクが増大し、多面的機能が損なわれる恐れもあります。「伐って、使って、植える」というサイクルを通じて、森林の適正な整備・保全を続け、木材の再生産と多面的機能の持続的発揮につなげる必要があります。

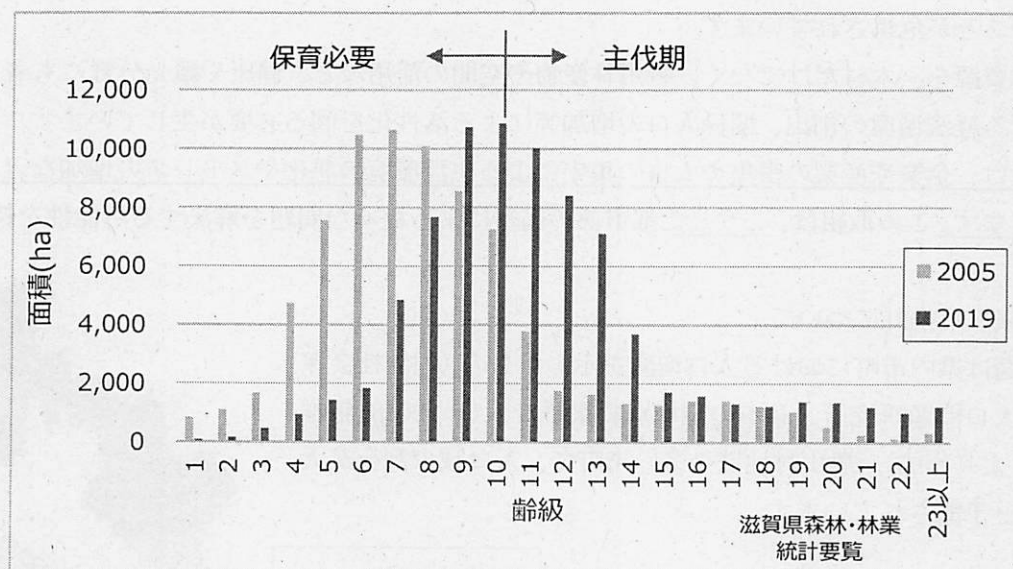


図 4 滋賀県の私有林人工林齢級別面積

※ 第 1 期計画策定時の平成 17 年度（2005 年度）は、人工林の多くが除間伐等の保育を必要とする「若い林分」でしたが、令和元年度（2019 年度）には、約 60%の森林資源が利用期を迎え、充実しつつある状況です。

（２）頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加

近年、台風や集中豪雨などの気象災害により、本県でも従来にはみられなかった大規模な風倒木被害や、風倒木が道路や電線などのライフラインを寸断するなどの、県民生活に影響を及ぼす被害が発生しています。気象環境の変化等を踏まえ、災害リスクの軽減につながる森林整備等を行う必要が生じています。



図 5 風倒木被害（H30）

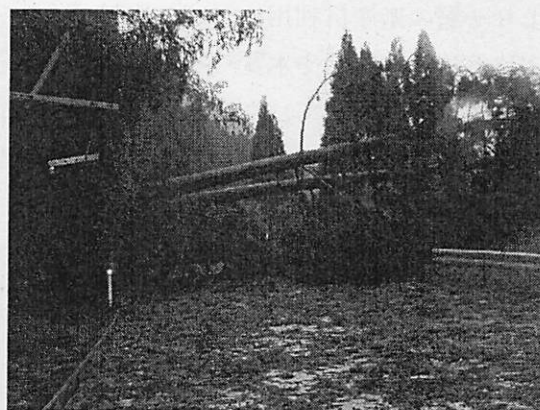


図 6 風倒木被害（H30）

（３）農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加

本県では、令和元年に外国人の流入による人口増が見られたものの、日本人にあっては全国同様、人口減少局面に入っており、今後、特に農山村の人口減少割合が大きくなると予測されています。森林所有者の多くが農山村の住民であり、過疎化・高齢化が進むことにより、所有者や境界の不明確化

が進むことが危惧されています。

森林資源を、木材だけでなく、特用林産物や空間の活用など、健康や観光分野にも着目し、農山村における経済循環の創出、関係人口の増加等による活性化を図る必要が生じています。また、一方都市部では、企業や産業の密集や人口の集中による生活環境の悪化やストレスの増加など、様々な問題があります。この取組は、こうした都市部の過密による様々な問題を解決する可能性を持っています。

※ 将来人口推計について

右図は県内市町における人口増減を示したもの（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」より作成）。農山村地域の多い市町で、人口減少割合が大きいと予測されています。

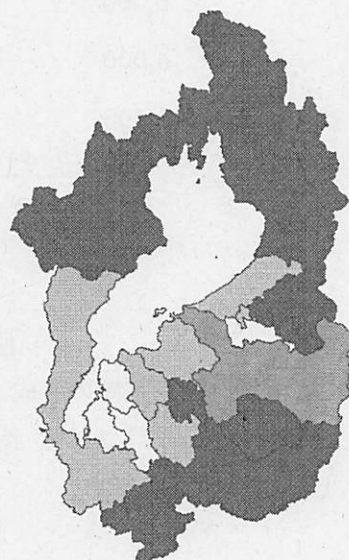
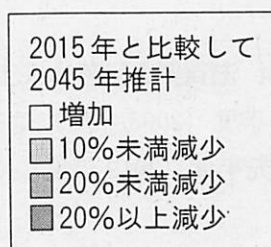


図 7 県内市町人口増減図

（４）川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進

森林資源の多くが利用期を迎え充実する一方、林業生産活動は長期に渡り低迷しており、増加する資源を十分に活用できていない状況にあります。森林資源の循環利用に取り組み、林業の成長産業化を実現するためには、生産現場の効率化、川上・川中・川下の連携による加工・流通の合理化など、より一層の県産材利用に向けた体制づくりが必要となっています。また、住宅や公共施設を含む非住宅建築物、木製品や木質バイオマスなどあらゆる用途で県産材の需要を喚起し、加えて子どもから大人までを対象として、木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解深め、その利用の意義を学んでもらう「木育」の取組も必要となっています。

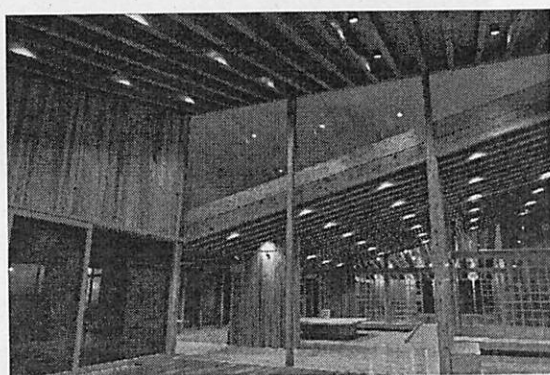


図 8 木造公共施設

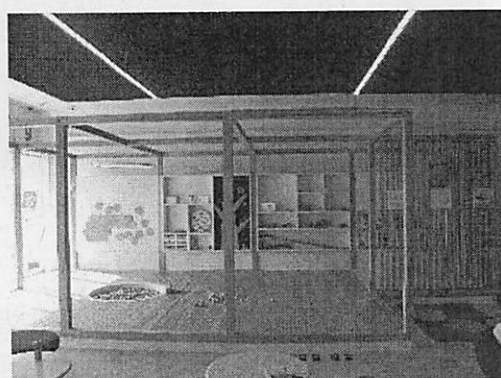


図 9 民間施設における木育スペース

(5) 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心行事であり、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的として、毎年春に行われています。

滋賀県では、甲賀市鹿深夢の森をメイン会場として、第72回全国植樹祭の開催が予定されています。多くの県民や森林・林業関係者の関心が高まることから、この全国植樹祭開催を契機として、県民一丸となり森林づくりへの理解の醸成を進める必要があります。

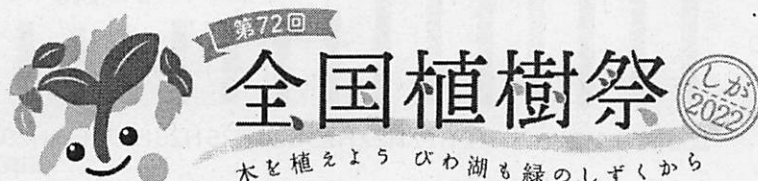


図 10 全国植樹祭ロゴマーク

(6) 市町が中心となる森林経営管理制度の推進

森林経営管理法では、市町村が主体となって放置林対策を進めることとなっており、法に基づく森林経営管理制度の推進を図る必要があります。

本県においても、市町が放置林整備やその準備作業を行うための体制整備などへの支援を行い、制度の推進を図ることが求められています。

(7) 林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

県では、林業の成長産業化に向け、森林・林業に関して安全かつ専門性の高い人材の育成を行うことを目的として、令和元年（2019年）6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開設しました。この中で、作業員の現場スキル向上、林業経営者としてのマネジメント能力の向上、木材流通等の知識、技術の習得に取り組んでおり、また併せて、森林経営管理制度を担う市町職員の能力向上にも取り組んでいます。今後はさらに、効率的な木材生産を行う技術力や地域資源を活かしたビジネス創出などの経営力を持ち、農山村を支える人材の確保および育成に期待が寄せられています。

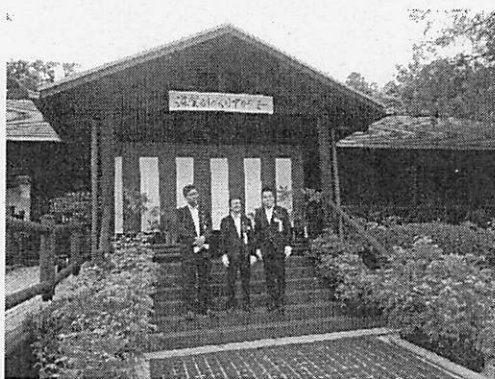


図 11 滋賀もりづくりアカデミーの開講式

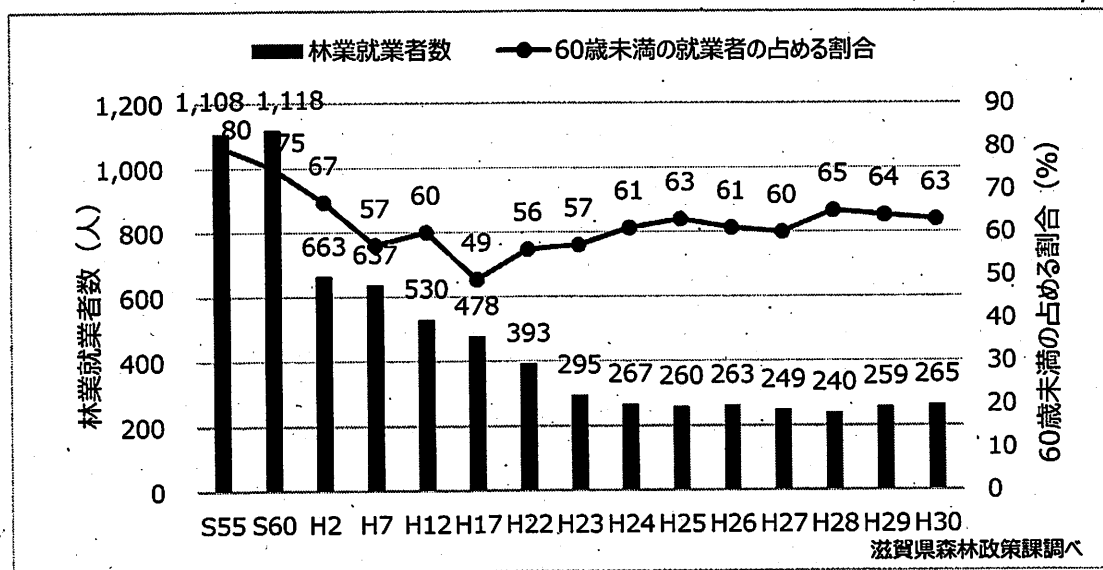


図 12 滋賀県の林業就業者数の現状

※ 滋賀県における林業就業者は長期に渡り減少してきましたが、近年は一定しており若年の就業者も増加しつつあります。林業の成長産業化に向け、就業者の能力向上が求められています。

(8) 「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメント」の推進

近年、気候変動やその影響が全国各地で現れており、平成 30 年度（2018 年度）および令和元年度（2019 年度）には琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきています。

滋賀県では、令和 32 年（2050 年）までに県域からの二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民や事業者等多様な主体と連携して取組を開始することを宣言しました。

本県の森林に対しては、二酸化炭素の吸収源として、また再生可能エネルギーである木質バイオマスの供給源としての役割への期待が高まっています。

第3 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組総括

琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組については、計画に定める指標の達成度（平成17年度（2005年度）～現在）により評価することとします。

※ 達成率の計算方法

①実績が単年のもの：R1 実績値／R2 目標値

②実績が累計のもの：（R1 実績値－H15 現状値）／（R2 目標値－H15 現状値）

※ 個々の取組の達成率の評価

A：90%以上 B：70－89% C：50－69% D：30－49% E：30%未満

1 基本指標に基づく評価

長期目標（平成17年度（2005年度）～令和2年度（2020年度）：16年間）のうち令和元年度時点の実績、成果と課題

（1）環境に配慮した森林づくりの推進

指標	平成15年度 （計画策定時）	令和2年度 （目標）	令和元年度 （実績）	達成率	評価
民有林に占める保安林面積の割合（%）	33	38	36	60%	C
治山事業による保安施設整備面積（累計） （ha）	31,795	42,100	39,204	72%	B
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合（%）	64	90	54	60%	C
下層植生衰退度3以上の森林の割合（%）	20	10	※H29 調査 19	10%	E

ア 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

- ・森林の多面的機能の持続的発揮に向け、保安林指定と治山事業を推進し、山地災害から県民の生命財産を守り、森林や県土の保全に貢献しました。保安林指定の累計は67,010haで民有林の約36%となっています。引き続き目標達成に向け、所有者への働きかけを行う必要があります。
- ・平成27年度（2015年度）には、全国的な目的不明な森林取得の動き等を背景に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定し、水源林の土地取引の把握や、適正な管理を行っています。また「水源林保全巡視員」を配置し、森林被害等の情報収集や対策に取り組んでいます。
- ・治山事業による保安施設整備については、厳しい財政事情の中、新たな災害発生箇所の復旧を優先し、実施しました。引き続き計画的に治山事業を実施していく必要があります。

イ 持続可能な森林整備の推進

- ・造林補助事業や琵琶湖森林づくり県民税等を活用し、森林組合を中心に県内の森林整備の推進に大きく貢献しました。
- ・人工林は利用期を迎え充実しつつあり、この森林資源を循環利用することにより、持続的な森林整備や

資源供給の場を確保していく必要が生じています。

- ・除間伐を必要とする人工林に対する整備割合は、平成 22 年度（2010 年度）には目標を達成しました。しかし保育間伐から手間のかかる利用間伐の割合が多くなった結果、その後は達成率 60～70%で推移しています。
- ・所有者や境界が不明確な森林が増加し、境界の確認等に労力や時間を要することが課題問題となっており、一層の境界明確化や集約化に取り組む必要があります。
- ・近年激化する台風等の気象災害により、風倒木などの被害が発生しており、この処理等も森林整備の進捗を妨げる要因となっています。
- ・林業の成長産業化を推進していくため、また持続的な森林資源の確保を図るため、適切な時期に主伐・再造林を行って、次世代の森林づくりを推進していく必要があります。

ウ 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- ・強度な間伐による環境林への誘導や、里山の整備、ニホンジカの捕獲や被害防除、また巨樹・巨木の森の保全など、生物多様性に配慮した豊かな森林づくりに貢献してきました。
- ・下層植生衰退度については、改善の傾向がみられる地域と、衰退度が悪化した地域があり、捕獲数との関連が認められることから、今後もシカの捕獲に努め、長期的に改善に取り組む必要があります。

（２）県民の協働による森林づくりの推進

指標	平成 15 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
協定を締結して整備する里山の箇所数（累計）	0	300	273	91%	A
びわ湖水源の森づくり月間の森林づくりへの参加者数（人）	1,583	13,000	7,489	58%	C

ア 多様な主体による森林づくりへの支援

- ・森林所有者や地域住民、ボランティアなどの多様な主体による森林づくりへ支援を行い、多くの森林づくり団体が組織され、地域の実情に応じた里山整備等が展開されています。こうした多様な主体による森林づくりは 2019 年に「琵琶湖と共生する農林水産業」として、日本農業遺産に認定されています。
- ・身近な自然とのふれあいの場となる里山整備については、協定を締結して整備する里山の箇所数が 273 箇所増加するなど、保全活動が進められています。目標の達成に向け引き続き支援などに取り組む必要があります。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ・森林づくりに関する情報発信などにより、県民の理解を深めるとともに、主体的な参画の促進に取り組みました。
- ・県民の森林に対する理解を深め、参加を促進するため、10 月をびわ湖水源のもりづくり月間と定め、イベント等の普及啓発に取り組んでいます。近年は、農山村の振興を目的として、農山村地域で開催することとしたため、参加者数が減少しており、都市部からの集客が課題となっています。
- ・滋賀県で開催される第 72 回全国植樹祭を機に、県民一丸となって、「森－川－里－湖」のつながりのあ

る本県らしい森林づくりの取組を行い、琵琶湖を支える森林づくりへの理解をより一層図る必要があります。

(3) 森林資源の循環利用の促進

指標	平成 20 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
県産材の素材生産量(m³)	32,000	120,000	100,800	84%	B

ア 林業活動の活性化による森林資源の活用(川上)

- ・林地の集約化や、高性能林業機械の導入と作業道等の路網の整備により、低コスト施業を推進し、県産材の生産体制の確保に取り組みました。

イ 県産材の流通・加工体制の整備(川中)

- ・びわ湖材産地証明制度を推進し、県産材の地産地消に取り組みました。
- ・木材流通センターの整備支援と、需給情報の調整など、センターが核となる県産材流通体制の整備を推進しました。

ウ 県産材の有効利用の促進(川下)

- ・県産材について、住宅や公共施設での利用に取り組み、また地域での木質バイオマスのエネルギー利用や森林資源の利用にかかる研究開発への支援を実施しました。
- ・県産材の素材生産量は、川上～川下までの対応、すなわち生産体制や流通・加工体制の整備、また利用の促進に取り組んだ結果、着実に増加が図られ、令和元年度には約 100 千m³となっています。引き続き、県産材の循環利用の促進に取り組む必要があります。

(4) 次代の森林を支える人づくりの推進

指標	平成 15 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
地域の森林づくりを推進する集落数	25	100	110	110%	A
森林組合の低コスト施業実施面積(ha)	80	1,400	665	48%	D

ア 森林所有者の意欲の高揚

- ・森林所有者や林業従事者に、森林整備等に関する情報の提供や技術指導などを実施し、林業への意欲の高揚に取り組みました。
- ・地域の森林づくりを推進する集落数は目標に達することができ、森林所有者等の意欲の高揚につながったと考えられます。

イ 林業の担い手の確保・育成

- ・林業従事者や森林施業プランナーなどの人材育成に取り組みました。
- ・森林組合の効率的な作業システムによる取組の指標である低コスト施業実施面積は、600ha あまりの実

績となり、増加傾向にあります。今後も多くの施業地で、効率的な作業が実施されるよう支援していく必要があります。

ウ 森林環境学習の推進

- ・「やまのこ」をはじめとする森林環境学習や様々な世代を対象に「木育」の普及啓発に取り組みました。

2 戦略プロジェクトに基づく評価

中期目標の実績（平成 27 年度（2015 年度）～令和 2 年度（2020 年度）：6 年間）のうち令和元年度時点の実績、成果と課題

（１）環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積(ha)	2,227	3,100	1,790	58%	C
境界明確化に取り組んだ森林面積（累計）(ha)	1,023	7,000	3,831	43%	D
ニホンジカの捕獲数（頭）	14,374	19,000	15,803	83%	B
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46	75	45	60%	C
(R1 追加) 新たな森林経営管理の仕組みに参画する市町数	—	11	19	179%	A

- ・除間伐等の森林施業を実施した森林の面積は、利用間伐割合の増加等に伴い、減少傾向にあります。一層の集約化、作業の効率化等を促進する必要があります。
- ・境界明確化に取り組んだ森林面積は、目標に達していませんが、増加が図られています。目標達成のため、森林経営管理制度の推進を図り、市町が中心となる境界明確化を支援していく必要があります。
- ・ニホンジカの被害は、針広混交林化や再造林を進めるうえで障壁となっており、捕獲と合わせ、食害防護柵等の被害防除についてより一層の推進を図る必要があります。
- ・生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数は着実に増加しており、引き続き目標達成に向け取り組む必要があります。

（２）多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
活動を PR する森林づくり団体数（累計）	68	160	82	15%	E
琵琶湖森林づくりパートナー協定（企業の森）締結数（累計）	23	35	25	17%	E
(R1 追加) 全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイに参加する主体数（累計）	—	280	446	159%	A

(R1 追加) 森林・林業・農山村モデル地域数（累計）	—	5	2	40%	D
-----------------------------	---	---	---	-----	---

- ・地域住民やボランティアなどの森林づくり団体数は、100 以上組織されていますが、「森づくりネット・しが」へ登録し活動をPRする団体は、82 団体となっています。今後も活動の輪が広がるよう、様々な支援を行っていく必要があります。
- ・琵琶湖森林づくりパートナー協定は 25 箇所締結されました。今後も活動場所、受け入れ側、企業側双方のニーズの把握、調整に努め、協定箇所を増やしていく必要があります。

（３）森林資源の循環利用促進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16	20	8	40%	D
びわ湖材認証を行った年間木材量(m³)	32, 109	65, 000	64, 750	100%	A
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量(m³)	10, 012	40, 000	44, 009	100%	A
(R1 追加) 県内の素材需要量(m³)	—	120, 000	104, 000	87%	B

- ・木造公共施設数については、建築に求められる製品の規格や量に、県産材が十分に対応できていなかったこと、また県産材を活用して設計できる設計士や工務店に対する情報提供等が十分でなかったこと等から、令和元年度では目標に達していない状況です。公共施設等の建築需要にびわ湖材が的確に対応できるよう、引き続き支援等を行う必要があります。
- ・びわ湖材認証を行った木材量は増加しており、びわ湖材産地証明制度が浸透してきています。一方で必要などに材料が揃わないなど、供給面での課題があります。

（４）次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
認定森林施業プランナー数（累計）	16	30	29	93%	A
自伐型林業育成研修会の開催数（回）	4	15	9	60%	C
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	19	17	89%	B

- ・認定森林施業プランナー数については、研修など啓発に取り組んだ結果、着実に増加し、全森林組合で配置することができています。
- ・自伐型林業育成研修会は令和元年度（2019 年度）で 9 回開催することができました。自伐型林業を推進することは、森林所有者の林業経営意欲の向上や森林づくりへの理解の促進に有効であることから、林業グループの活動支援等を行っていく必要があります。
- ・木育活動は 17 市町で取り組まれました。引き続き県内市町全域で取り組むことを目標とし、民間の取組も含めて活動を盛り上げ、木を使うことへの理解を醸成する必要があります。

第4 基本計画が目指す森林づくりの方向

本県の森林・林業をとりまく現状や人口動向と、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、琵琶湖森林づくり条例に規定する基本理念を実現するため、今後の取組の基本方向、基本方針を次のとおり定めます。

1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

この基本方針に基づき、次の4つの方針を定めることとします。

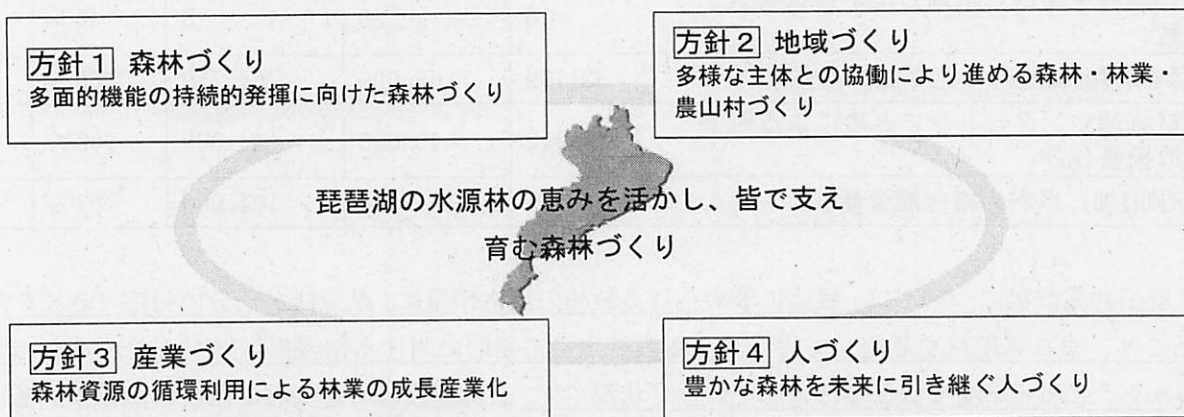


図 13 4つの方針のイメージ

※ 琵琶湖森林づくり条例（令和2年12月28日改正）に規定する基本理念
（基本理念）

- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であり、林業および木材産業が循環型社会の形成および持続可能な地域づくりに重要な役割を担っていることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 6 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

3 方針に基づく施策の考え方

(1) 方針1 森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

本県において人口減少が始まったことに鑑み、相当な長期間に渡り、自然のサイクルで多面的機能が維持される仕組みが必要となっています。こうしたことから琵琶湖の水を育む水源涵養^{かん}や流域治水としての雨水貯留浸透機能等の多面的機能の持続的な発揮を図るため、「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを行うこととします。

ア 100年後を見据えた森林の目指す姿

森林の状況や機能に着目し、重視すべき機能に応じた最適な整備を行う「適地適業」²を推進することにより、多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを目指します。

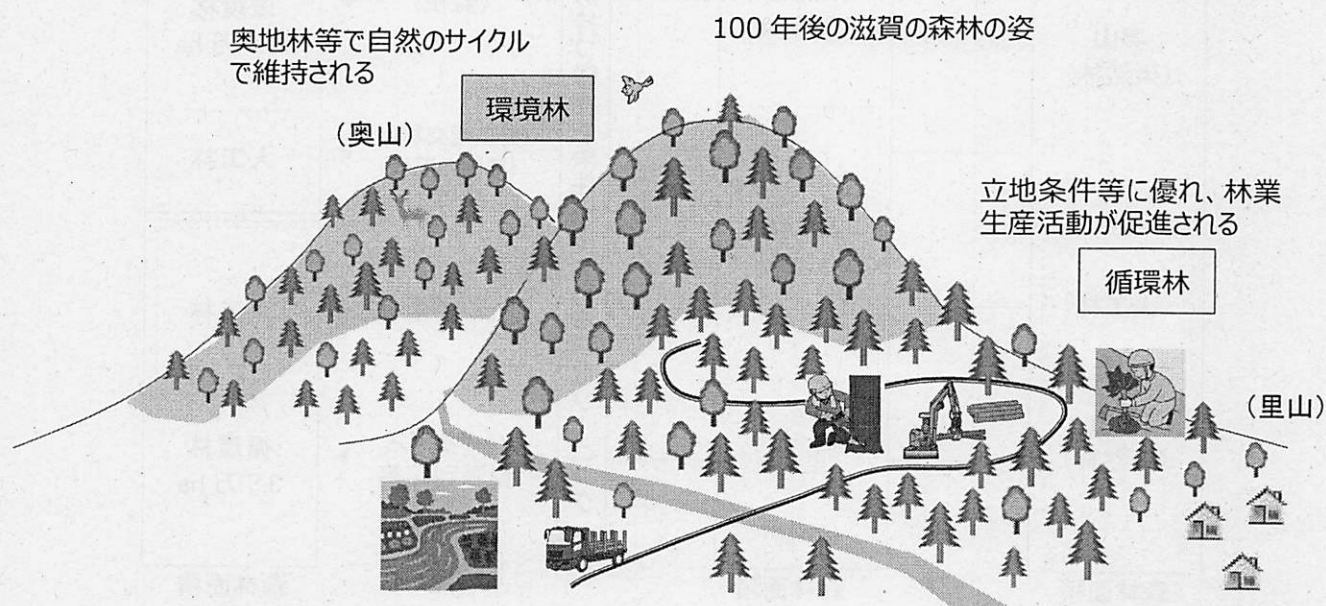


図 14 目指す森林づくりのイメージ

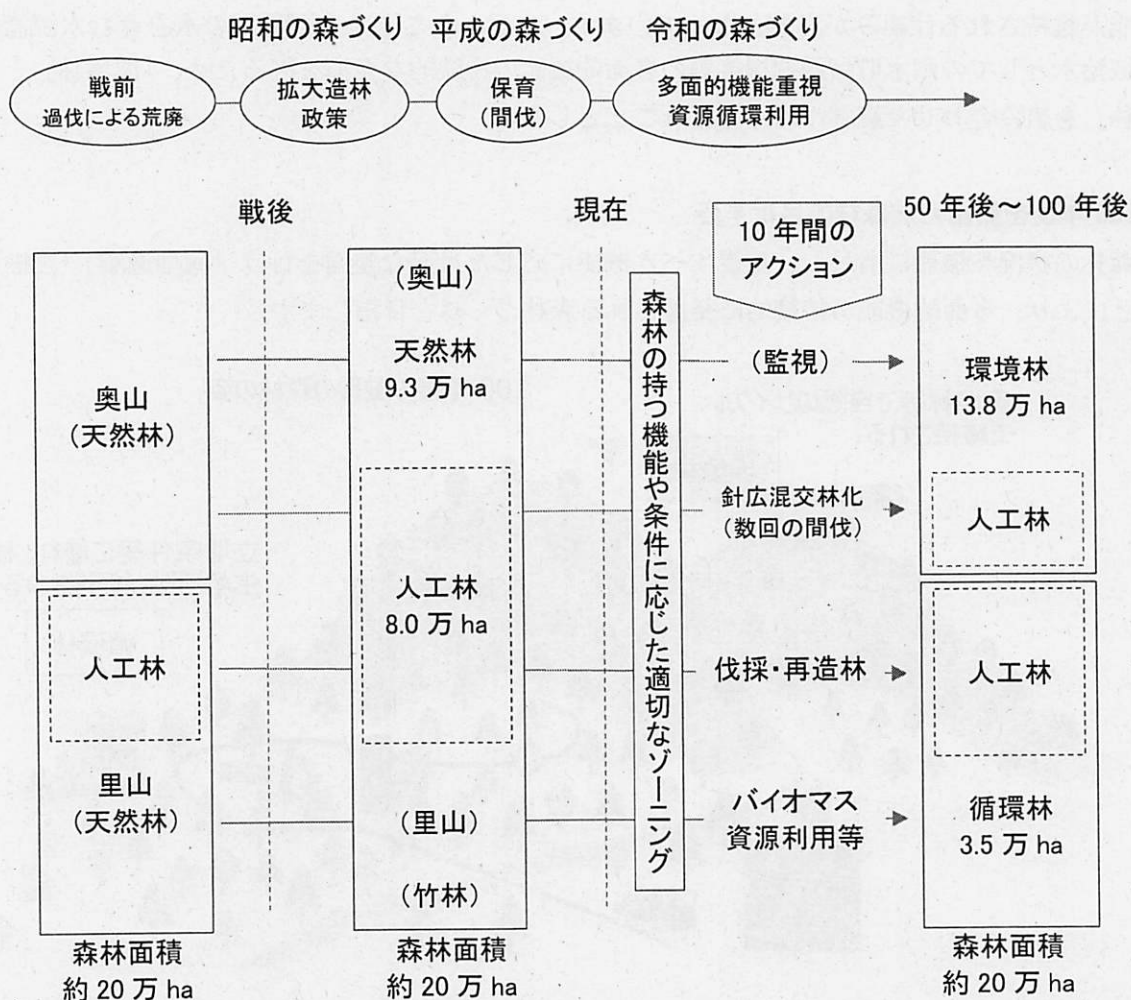
名称	イメージ	備考
循環林	(人工林) 安定した土質、災害リスクの低い立地条件のよいところ 生長がよく、適切に保育管理された林分 等 木材生産機能を重視、路網整備や再造林などの林業生産活動を促進 (里山) 人と森林との接点として、また豊かな生き物のすみかとして重要な場 適切な手入れをしながら必要に応じて、その空間を含めた資源利用を図る	資源の循環・利用を促進する森林
環境林	(人工林および天然林) 崩れやすい土質、人家など保全対象に近いなど、災害リスクが高いところ 適地適木となっておらず、保育状態が悪い林分 等 公益的機能を重視、針広混交林や複層林等へ誘導	自然のサイクルで維持される森林

表 1 各区分の考え方

² 琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成 30 年 3 月 滋賀県）

イ 将来を見据えた誘導の考え方

適切なゾーニングと森林の現状に応じた森林整備等により、目指すべき状態に誘導します。



※ 多面的機能を発揮し、全体として資源を循環しつつ環境に配慮した森林づくりを目指します。

図 15 森林の誘導のイメージ

※ 誘導の考え方に基づくゾーニングの事例

イに示す誘導のイメージに基づき、既存情報等からゾーニングを行う場合の事例を示します。

区分	面積 (民有林)	因子の例
循環林 ■	35 千 ha	標高 800m 以下 林道等 (車両が通行可能な道) から 200m 以内 山腹の傾斜角 40 度未満
環境林 ■	138 千 ha	循環林以外の森林
合計	173 千 ha	

表 2 ゾーニングの因子例

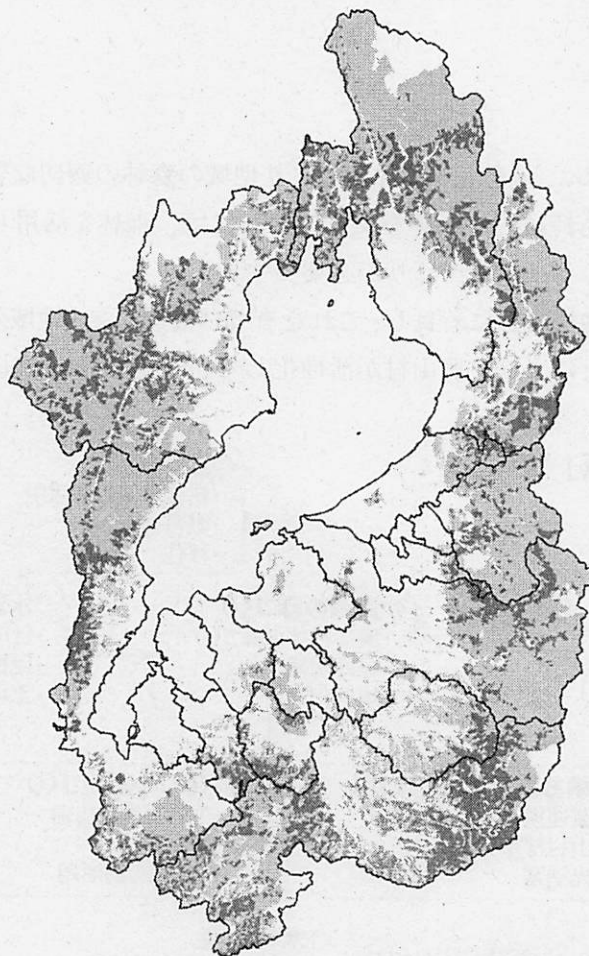


図 16 表 2「因子例」に基づくゾーニング

※ 誘導の考え方について

琵琶湖の水源林においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用することと、公益的機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっています。

このためには地形、土質、土壌などの立地条件から、多面的機能への影響を判断し、施業を行う必要があります。

今回、考え方の目安として、傾斜角や林道からの距離などの既存情報や、「滋賀県森林の水源涵養機能の評価³」に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価等を参考に、「循環林」と「環境林」の将来における姿を示すこととしました。

なお、ここに示す数値は、一つの目安であり、実際のゾーニングにおいては、災害リスクや所有者の意向などを踏まえた詳細な検討が必要です。

³ 滋賀県森林の水源涵養機能の評価（小島永裕ほか）[水利科学 No.361 2018]

(2) **方針2** 地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり～

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促進し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進します。

・目指す地域の姿

現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっています。こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための様々な基盤づくり・環境づくりが必要です。

様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流や経済循環を生み出すことにより、農山村が活性化している姿を目指します。

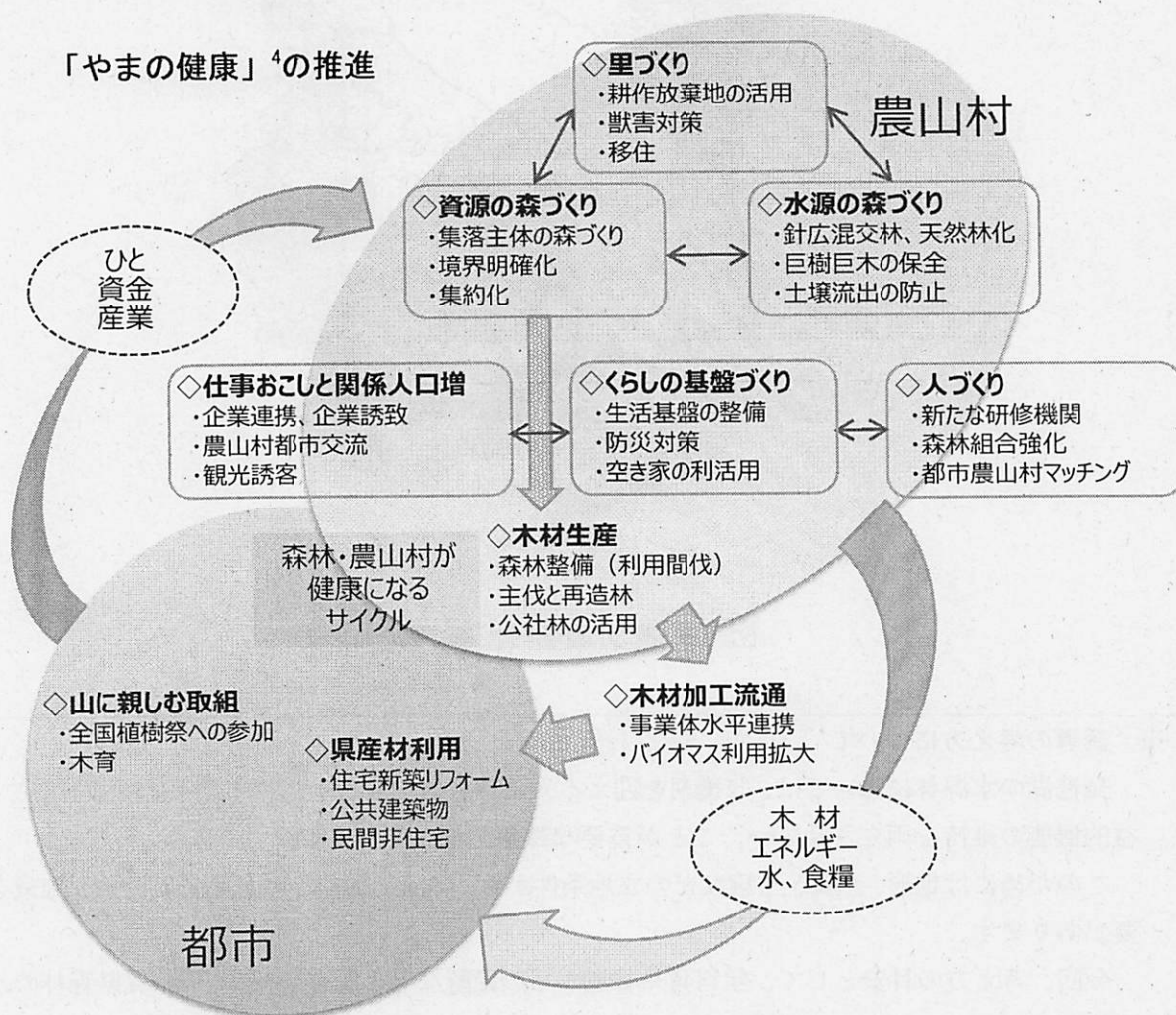


図 17 「やまの健康」の推進イメージ

⁴「やまの健康」とは、森林・林業・農山村を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や都市や農山村との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿を目指すこと。

(3) **方針3 産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～**

森林資源の持続的な循環利用に取り組み、川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化を推進します。

・ **目指す林業・木材産業の姿**

川上における林業生産活動と併せ、県産材の安定供給、様々な用途への確実な利用を促進することにより、種苗生産、森林整備、素材生産、建築、木質バイオマス利用など、森林資源の循環利用に関わる多様な県内産業が活性化している姿を目指します。

- ・ 川上…伐採・再造林の促進、機械化等の基盤整備、持続的な林業活動の推進
- ・ 川中…本県の地の利を活かし、ニーズに対応した県産材の県内外への出荷、連携・協業等による県産材の加工・流通体制の整備
- ・ 川下…様々な用途で需要を創出し、県産材の利用を促進

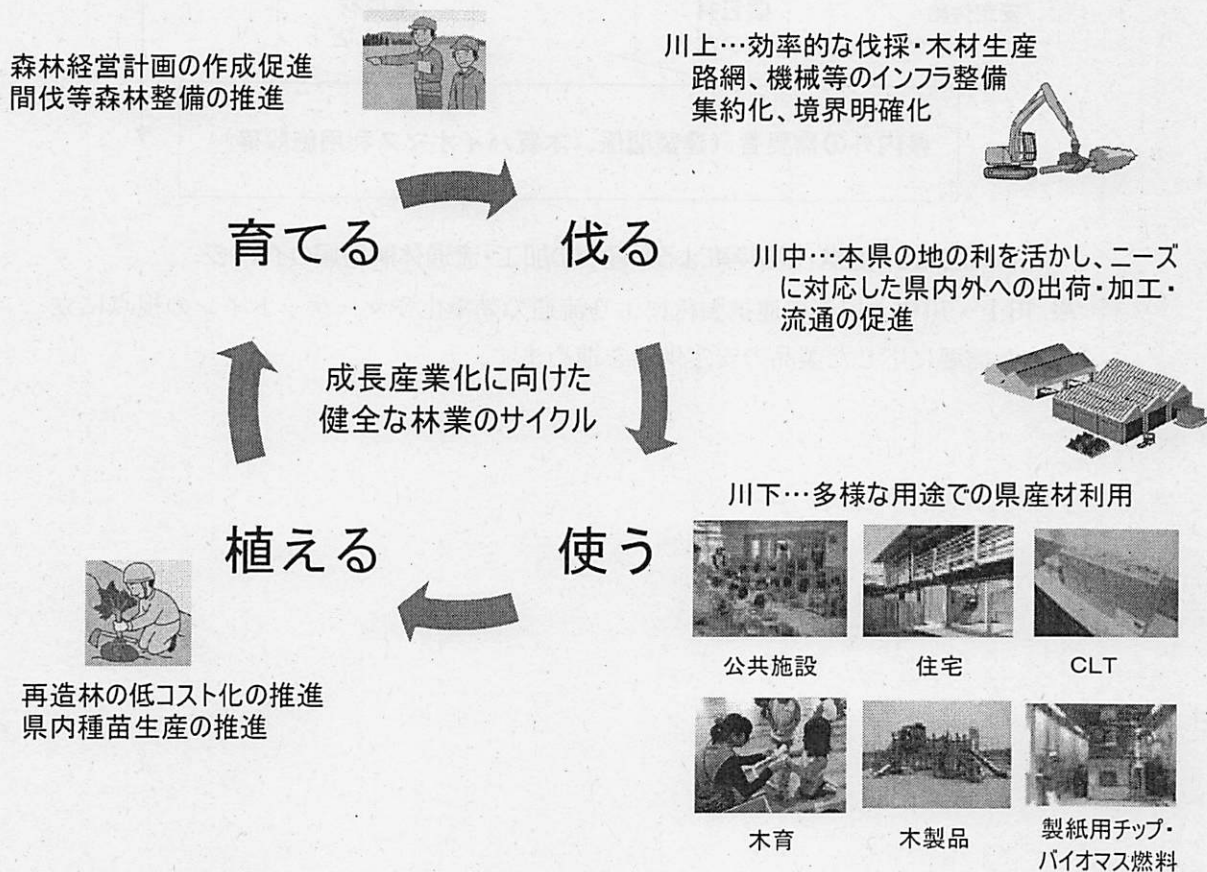


図 18 林業の成長産業化のイメージ

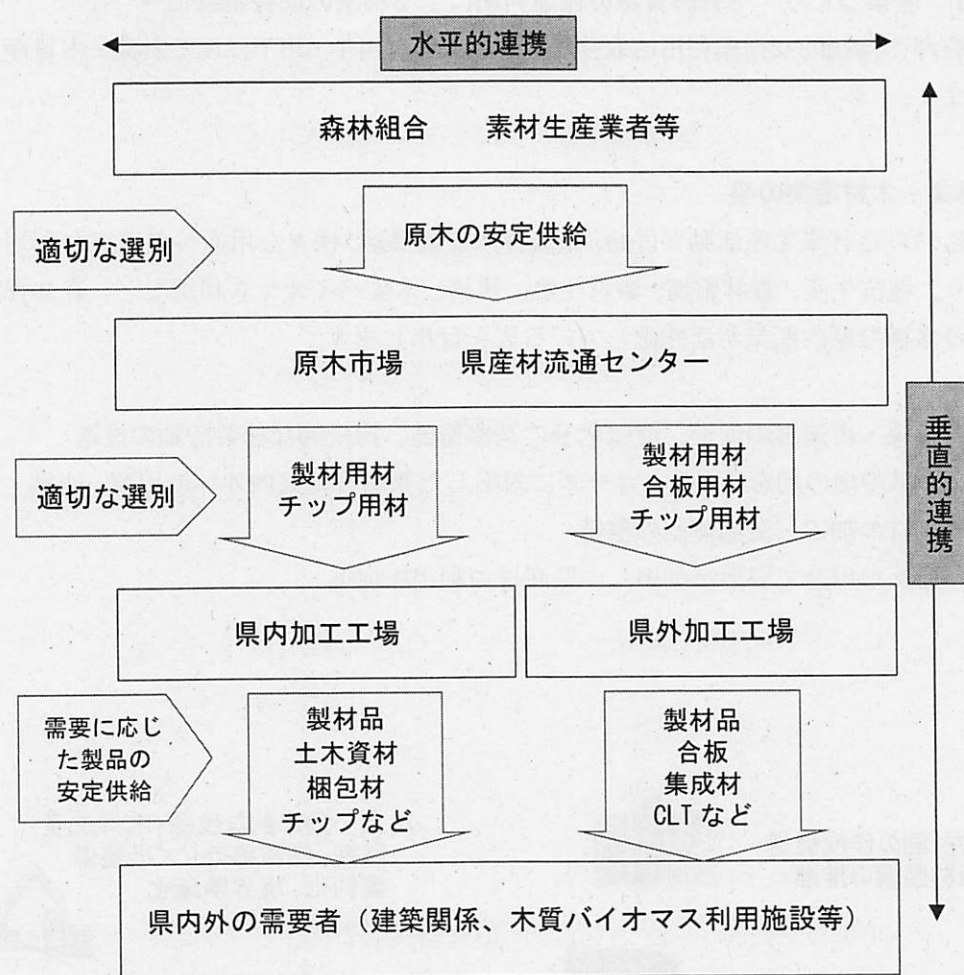


図 19 連携・協業等による県産材の加工・流通体制整備のイメージ

※ 川上・川中・川下の連携強化により流通の効率化やマーケットインの視点に立った需要に応じた製品の安定供給を進めます。

(4) **方針4** 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進します。

・目指す人づくりの姿

【森林・林業の担い手の確保・育成】

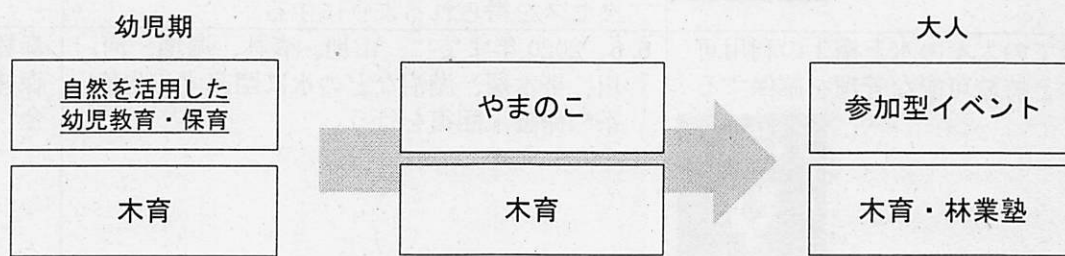
「滋賀もりづくりアカデミー」を中心的な人材育成機関とし、既存就業者の能力向上、新規就業者の人材育成、また森林経営管理制度に対応する市町職員の人材育成を行います。

【森林環境学習】

「やまのこ」をはじめとする体験型の森林環境学習を継続、着実に推進し、森林づくりへの関心や理解を深めます。

【木育】

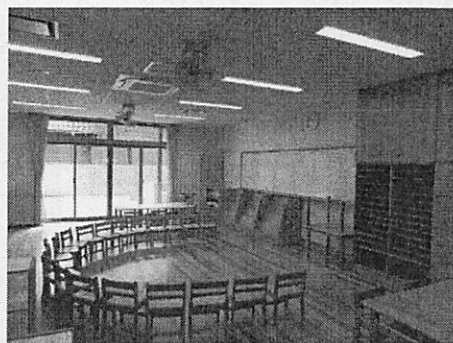
あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広めます。



※ 木育の推進

木育とは、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めながら、木材利用や、そのことが森林の保全・整備につながることの意義を学んでもらうための活動です。

本県では、子どもへの教育活動だけでなく、大人も含めた幅広い世代を対象に、木に触れ親しむための取組（木の製品や内装木質化を通じ暮らしの中で親しんでもらうことなど）を推進します。



4 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組

SDGsには、17の目標の下に169のターゲットがあり、森林・林業・木材産業に関連する様々なターゲットが含まれています。

本県は持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。本計画を推進することで、以下のとおり、SDGsのゴール・ターゲットの達成に貢献します。

※ 関連するSDGsの主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連分野
4 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	森林環境学習 森林・林業人材育成
6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。	森林整備 森林生態系保全
7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	木質バイオマス利用
8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	森林・林業人材育成 林業生産活動振興
9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	林業生産活動振興

11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	治山事業
12 持続可能な生産消費形態を確保する 	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	農山村活性化 県産材利用
13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	森林吸収源対策
15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	森林整備 森林生態系保全
17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	森林施策全般 県民協働による森林づくり

第5 施策の体系

基本方針

方針

基本施策
(計画期間の10年間で行う施策)

重点プロジェクト

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

方針1

多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

施策1

(1) 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

- ・多面的機能を重視した森林づくり
- ・持続可能な森林づくり
- ・市町と連携した森林経営管理制度の円滑な推進
- ・地球温暖化防止に貢献する森林づくり

(2) 災害に強い森林づくりの推進

- ・県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり
- ・琵琶湖の水源林の適切な保全・管理

(3) 生物多様性の保全

- ・生物多様性が保全された豊かな森林づくり

前期5か年で重点的に実施する施策

1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

3 「やまの健康」推進プロジェクト

4 公共建築物木造化プロジェクト

5 木質バイオマス地域循環プロジェクト

6 木育活動促進プロジェクト

7 林業人材育成プロジェクト

方針2

多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

施策2

(1) 多様な主体による森林づくりの推進

- ・多様な主体による森林づくり
- ・県民の主体的な参画の促進

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

- ・森林や地域資源を活用した農山村の活性化
- ・地域を担う人づくりの推進
- ・森林文化の振興

施策3

(1) 活力ある林業生産の推進

- ・森林所有者や林地境界の明確化
- ・施業集約化、森林経営計画の作成促進
- ・路網整備や機械化による生産性向上

(2) 県産材の加工・流通体制の整備

- ・県産材の需給情報の共有を推進し、地域の実情に応じた安定的な供給体制を構築
- ・ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備
- ・県産材の加工、流通を担う人材の育成

(3) あらゆる用途への県産材の活用

- ・県産材の魅力の発信や木育の推進
- ・住宅や公共施設における県産材の活用
- ・民間施設における県産材の活用
- ・県産材の新規需要開拓の推進

(4) ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

- ・精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握
- ・原木の生産・流通におけるICTの活用
- ・ICTを活用した県産材のサプライチェーンの構築

方針3

森林資源の循環利用による林業の成長産業化

施策4

(1) 林業の担い手の確保・育成

- ・若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保
- ・林業就業者の技能習得の支援
- ・林業事業体の育成と経営力の向上

(2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

- ・あらゆる世代への森林環境学習
- ・森林所有者の理解、意欲の高揚

方針4

豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

第6 基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策を以下のとおり定めます。

1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

森林の持つ機能や立地条件などを的確に判断し、林業生産活動を促進するとともに、生産活動に適さないところ人工林では針広混交林化を行うなど、適切な状態への誘導を図ります。また、身近な里山や、奥山の天然林についても、適切な保全を図ります。

森林の整備および保全、森林に被害を及ぼしている動物に対して被害防除や生息環境管理を行うなどの環境に配慮した森林づくりを通じて、琵琶湖の保全および再生や流域治水における雨水貯留浸透機能など、多面的機能の持続的発揮に貢献します。

(1) 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

ア 多面的機能を重視した森林づくり

- ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援します。
- ② 航空レーザー測量等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界の明確化に努めます。
- ③ 森林の多面的機能の持続的な発揮のため、森林経営計画に基づく計画的な除間伐を推進します。
- ④ 針広混交林化や複層林化など、多様な樹種や年齢で構成された森林への誘導を促進します。
- ⑤ 針広混交林への誘導手法や効果の検証など、環境に配慮した森林づくりのための調査・研究を行います。

イ 持続可能な森林づくり

- ① 伐採・再造林の促進により、人工林の適切な更新を図ります。
- ② 花粉の少ない森林への転換促進および伐採・造林一貫作業等の再造林の低コスト化への取組を支援します。
- ③ 再造林に対応した種苗の生産体制の強化を図ります。
- ④ 少花粉スギ・ヒノキやマツ材線虫抵抗性マツなど、ニーズに対応した林木育種を推進します。

ウ 市町と連携した森林経営管理制度の円滑な推進

- ① 森林経営管理法に基づき、市町が主体となった森林の経営管理の集積や公的管理への支援に努めます。
- ② 「滋賀県森林整備協議会」の場等を通じ、森林所有者への意向調査や境界明確化を行う仕組みの構築を推進します。

エ 地球温暖化防止に貢献する森林づくり

- ① 計画的な除間伐を実施することにより、森林吸収源対策を促進します。
- ② 生長旺盛な森林づくりにより二酸化炭素の吸収・固定を促し、森林吸収源として“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントに貢献する観点から、伐採・生産された県産材の利用に取り組み、再造林等により森林の若返りを図ります。

- ③ 間伐材や林地残材等を活用し、再生可能エネルギーの一つである木材チップ等の木質バイオマス燃料の生産・利用を促進します。
- ④ 計画的な除間伐に基づいた森林管理プロジェクトによる J-クレジット⁵の創出や、環境意識の高い企業等とクレジットの取引を行うカーボン・オフセットの取組を支援し、さらなる森林整備や森林吸収源対策を促進します。

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ア 県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり

- ① 山地災害の復旧や、保安林機能を向上させる森林整備等の取組を推進します。
- ② 山地災害危険地区等における着実な治山施設の整備による災害の未然防止に努めます。
- ③ 道路等のライフライン沿いで危険木除去や間伐等の森林整備を行うため、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）で調整を行う仕組みの構築を図り、減災に資する森林整備を推進します。
- ④ 奥地森林をはじめ条件不利地における風倒木の被害森林等について、二次被害の防止等のための復旧に向けた取組を推進します。
- ⑤ 災害に強い森林づくりに向け、効果的な森林整備手法について調査、検討を行います。

イ 琵琶湖の水源林の適切な保全・管理

- ① 森林の土地の取引などの権利の移転等の情報を把握し、不適切な土地利用を監視・指導することにより、水源林の適正な管理を推進します。
- ② 「水源林保全巡視員」を配置し、森林の地形や被害等のデータの収集に努めることで、森林保全上の問題を把握し、その対策に資することとします。

(3) 生物多様性の保全

ア 生物多様性が保全された豊かな森林づくり

- ① 植栽によらず、自然の遷移に委ねた森林管理などにより、多様な自然生態系の保全を図ります。
- ② 多様な主体による捕獲や担い手の育成、先進的な捕獲手法の検証等によりニホンジカの利用密度の低減を図ります。
- ③ 被害防除対策や生息環境管理対策を推進し、林木や森林土壌の保全等を推進します。
- ④ 奥山の天然林に代表される巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全や、里山における農山村文化の継承・発展などの取組を支援します。
- ⑤ ナラ枯れや野生動物による森林被害等、森林病虫獣害の防除を推進します。

⁵ 省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。この制度により創出されたクレジットは低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できる。

【基本指標】

1-1 適切なゾーニングによる森林の多面的機能の高度発揮

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
除間伐を必要とする人工林に対する 整備割合	54%	90%

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
民有林の森林経営計画カバー率	9 %	15%
合成公図作成面積	11, 259ha	42, 000ha

1-2 生物多様性の保全

指標	平成 29 年度 (2017 年度) (前回計測時)	令和 12 年度 (2030 年度)
下層植生衰退度 3 以上の森林の割合	19%	10%

注：県で実施している下層植生衰退度調査において、「無被害」および「衰退度 0」から「衰退度 4」までの 6 段階に区分している被害程度のうち「衰退度 3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約 10%の森林で強度の土壌侵食が発生する衰退度。（平成 24 年度に調査を行い 180 か所中 36 か所が「衰退度 3 以上」）（この指標については、5 年後を目途に調査を行う。）

2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

（1）多様な主体による森林づくりの推進

ア 多様な主体による森林づくり

- ① 県内各地の森林ボランティア活動等に関する情報を収集発信して、その活動をサポートするとともに、森林所有者、地域住民、市町、森林づくり団体などが連携し、活動の輪が広がるよう支援します。
- ② 森林づくり活動に取り組む企業等に対し、活動場所やパートナーの紹介などの支援に取り組みます。
- ③ 森林組合や地域、NPO など多様な主体により、地域の状況に応じて適切な森林づくりが行われるよう支援します。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ① 滋賀県の森林の多面的機能の恩恵について、情報発信や普及啓発を行うことで、県民の森林づくりへの参画を促進します。
- ② 10 月 1 日のびわ湖水源のもりの日等の普及啓発に努め、びわ湖水源のもりづくり月間における森林づくり活動を促進します。

- ③ 琵琶湖の水源である森林の重要性が認識されるよう下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくりを推進します。
- ④ 第72回全国植樹祭の開催を通じ、森林・林業や農山村に対する意識醸成と県産材の利用促進、将来を見据えた持続可能な森林づくりなど、県民が一丸となって森林を「守る」「活かす」「支える」取組を進めます。
- ⑤ 緑化活動に取り組む団体と連携し、県民の緑化意識の高揚を図ります。

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

ア 森林や地域資源を活用した農山村の活性化

- ① 森林の整備や木材生産を推進するとともに、地域資源を生かした仕事おこしや都市部との交流などに取り組むことによって、移住・定住を促進するなど、農山村の活性化を推進します。
- ② 特用林産物や森林空間の活用など、農山村地域から生み出される資源に着目した、新たな商品の開発等を促進します。

イ 地域を担う人づくりの推進

- ① 農山村の資源を活かした新たな森林・林業のビジネスを展開できる経営力のある人材の育成を支援します。
- ② 森林所有者の自発的な森林整備や生産活動を促進するため、林業研究グループや自伐型林業団体の活性化を図ります。

ウ 森林文化の振興

- ① 日本林業遺産に認定された「木地師」などの森林文化や林業技術についての情報発信等を通じて、地域の活性化に努めます。
- ② 県内各地に存在する森林文化の価値を歴史的な遺産として保全し、その継承に努めます。

【基本指標】

2-1 多様な主体による森林づくりの推進

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
森林づくりに関する講座等への参加者数※（累計）	66	1,400

※ 森林づくりに関する講座等とは、森林や森林づくりに関心を持ち、積極的に関わる人材を養成するために、県や市町等が実施する講座や研修会等のこと。現状値は過去3年間（平成29年度～令和元年度）の平均。

2-2 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
「やまの健康」を目指してモデル地域等が取り組むプロジェクト数	5	20

3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(1) 活力ある林業生産の推進

ア 林地境界の明確化や集約化の推進

- ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援します（再掲）。
- ② 航空レーザー測量等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界明確化に努めます（再掲）。

イ 路網整備や機械化による生産性の向上

- ① 素材生産の効率化を図るため、森林組合等の林業事業者による高性能林業機械の導入を支援し、低コスト施業を推進します。
- ② 周辺環境と調和を図りながら林道、林業専用道、森林作業道等の路網の整備に努め、地域の実情に応じた作業システムに基づく効率的な素材生産を推進します。

(2) 県産材の加工・流通体制の整備

ア 県産材の需給情報の共有、地域の実情に応じた安定的な供給体制の構築

- ① 木材流通センターが核となり、需給情報の発信や出荷量の調整機能を果たし、県産材を集約して県内外の加工事業者等に向けて安定供給する体制を整備します。

イ ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備

- ① びわ湖材⁶産地証明制度に関する取組を支援し、森林関係法令に基づき合法的に生産された県産材が消費者の目に触れる機会を増やします。
- ② 県内外の製材工場の連携により、地域のニーズに応じた県産材製品の供給が行われるよう支援します。
- ③ 県内の製材工場が品質や規格が明らかなJAS製品を供給できるよう、JAS等の認定の取得を支援します。
- ④ CLTなど県内で加工ができない製品について、県外工場との連携を図ることにより納期の短縮やコスト低減に取り組み、利用を促進します。

ウ 県産材の加工、流通を担う人材の育成

- ① 木材流通センターにおいて、県内外の需要者との取引のコーディネートができる人材の育成を支援します。
- ② 森林組合等が搬出現場において、販売先のニーズに対応した木材供給や効率的な仕分けが行えるよう支援します。

⁶ 「びわ湖材」とは、合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を加工した製材品等の木材であって、「びわ湖材産地証明制度」に基づき認証されたものをいう。

(3) あらゆる用途への県産材の活用

ア 県産材の魅力の発信、木育の推進

- ① 県産材を使用した建築物等において、その機能性や環境貢献効果等の情報を発信することにより、消費者による県産材の選択的な消費につなげます。
- ② 品質やデザイン性に優れた魅力的な県産材製品を紹介し、消費者の木材利用への関心を高めます。
- ③ 木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、様々な世代を対象に段階的に「木育」を推進します。

イ 住宅や公共施設における県産材の活用

- ① 「公共建築物等における滋賀県産木材の利用方針⁷」に則り、県自らが公共建築物の木造化・木質化等の県産材の活用に努めます。
- ② 市町への助言等の支援を行い、県と市町が連携することにより、市町公共施設における県産材の利用を促進します。

ウ 民間施設における県産材の活用

- ① 住宅における、構造材、内外装材および外構部材等への県産材の利用を促進します。
- ② 商業施設、倉庫などの非住宅建築物において、CLTや2×4スタッド等の構造材や内外装材や家具などの木製品でも県産材が活用されるよう普及啓発等に取り組みます。

エ 県産材の新規需要開拓の推進

- ① 交通網が発達し、都市部とも近い本県の特徴を活かし、県産材製品が県外でも取引されるよう、業界団体と連携し、PRなど販路拡大の取組を促進します。
- ② 森林資源の新たな利用方法について、製品開発や調査研究に取り組む企業等を支援することなどにより、実用化を促進します。

(4) ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

先進的な技術に基づく精緻な森林資源情報の把握や、原木流通情報のICT化等によるスマート林業の構築に努めます。

ア 精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握（再掲）

- ① 航空レーザー測量等の精度の高い森林資源や地形情報の把握を行い、市町や森林組合等の林業事業者と情報を共有し、林業活動に活用するための環境整備を支援します。

イ ICTを活用した県産材のサプライチェーンの構築

- ① 素材生産情報の記録や素材検収の自動化等、素材生産の効率化を支援します。

⁷ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年5月26日法律第36号）第8条第1項の規定に基づく滋賀県の方針。

② 木材需要側（製材工場等）と供給側をＩＣＴでつなぎ、木材生産・流通の合理化を促進します。

【基本指標】

3-1 活力ある林業生産の推進

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
県産材の素材生産量	100,800 m ³	165,000 m ³

3-2 県産材の加工・流通体制の整備、あらゆる用途への県産材の活用

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
びわ湖材製品出荷量※（原木換算）	64,750 m ³	115,000 m ³

※ びわ湖材製品（製材品、合板等）の出荷量。

3-3 ＩＣＴ等を活用した林業・木材産業の競争力強化

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
林業産出額	10.8 億円	13.8 億円

4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

（１）林業の担い手の確保・育成

ア 若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保

- ① 林業労働力確保支援センターが行う雇用のマッチングなどにより、新規就業の促進を図ります。
- ② 緑の雇用事業等を活用し、新規就業者の技術習得や労働安全衛生を推進し、雇用の定着を促進します。

イ 森林・林業に関わる総合的な人材の育成

- ① 「滋賀もりづくりアカデミー」において、安全かつ専門性の高い現場技術を有する人材の育成に取り組めます。
- ② 集約化や境界明確化に重要な役割を果たす森林施業プランナーの能力向上を図ります。
- ③ 森林経営管理制度の推進など、森林・林業行政における市町の役割が高まっていることから、「滋賀もりづくりアカデミー」において、市町職員の人材育成を推進します。

ウ 森林組合および林業事業体の育成と経営力の向上

- ① 森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、滋賀県森林組合改革プ

ラン基本方針に基づき1県1組合を目指すことをはじめとして、経営改善による運営基盤を確立させることとします。また組織体制の充実と人材の育成を図ります。

- ② 森林経営管理制度に対応した意欲と能力のある林業経営者を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進などの生産基盤の充実を図ります。
- ③ 成熟期を迎える人工林資源の有効活用を図るため、素材生産の担い手となる技術者を育成します。
- ④ 森林・林業に関する専門的な知識や技術を有する林業普及指導員並びに森林総合監理士が、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町や森林組合等への技術的支援を的確に実施します。

(2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

ア あらゆる世代への森林環境学習の推進

- ① 森林づくり体験や木とのふれあいの場として、既存の施設や公有林などの活用を進め、さまざまな世代の県民を対象に、森林環境学習を進めます。
- ② 「やまのこ」をはじめとする森林環境学習の取組を学校や地域の実態に応じて推進し、森林づくりの担い手を育成します。
- ③ 木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、様々な世代を対象に段階的に木育を推進します（再掲）。

イ 森林所有者の理解、意欲の高揚

- ① 森林整備に対する森林所有者の意欲を高揚するため、間伐等の森林整備の重要性を普及啓発するとともに森林整備情報や技術情報の提供を推進します。
- ② 雇用・就業相談や森林管理技術の研修等により林業に関心を持つ県民を増やすとともに、新たに林業への参入や農山村における起業などに意欲ある人々の、多様な働き方への支援に努めます。

【基本指標】

4-1 林業の担い手の確保・育成

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	60名

4-2 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体数※	5団体	50団体

※ 幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設を運営している団体、認可外保育施設など継続的に保育等を行っている団体）

第7 重点プロジェクト

滋賀県基本構想実施計画（第1期）（令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度））を踏まえ、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の前期5年間（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2026年度））において、重点的に進める施策を「重点プロジェクト」とし、具体的な計画の推進を図ることとします。

【重点プロジェクトの目指す方向】

- ・ 森林資源を持続的に循環利用できるよう林木の若返りを進め、人にも優しい健康な森林をすることで、二酸化炭素吸収源としての役割を果たします。
- ・ 災害に強い森林づくりを進めることで、安心して暮らせる農山村の生活環境の保全を進めます。
- ・ 森・川・里・湖のつながりを活かして、都市部と農山村を結ぶ「やまの健康」を進め、多様な県産材利用の促進によって、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指します。

1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト

（1）プロジェクトのねらい

- ・ 立地条件の把握等に基づく生産適地の判断
- ・ 原木の安定供給や、伐採跡地への植栽等による確実な森林の更新
- ・ 少花粉スギ・ヒノキや広葉樹等の植栽による花粉発生源対策
- ・ 伐採・造林一貫作業システム、低密度植栽など、コストを抑えた再造林技術の普及
- ・ 若く生長旺盛な森林を育てていくことによる、森林吸収源対策などの多面的機能の発揮
- ・ 県内産種苗の安定供給、種苗生産事業者の振興
- ・ 本県森林の実情に応じた植栽や保育技術の継承
- ・ 林業生産活動が低迷する中、森林所有者の生産意欲の高揚

（2）具体的な取組

- ① ICT等を活用した資源情報の把握等により生産適地を選択します。
- ② 市町や関係機関と連携した森林所有者や境界の明確化を推進します。
- ③ 伐採・造林一貫作業や低密度植栽の実践やモニタリングを行います。
- ④ 低コスト再造林技術の普及、事業体の育成を推進します。
- ⑤ 再造林の必要性や支援制度等について、森林所有者に周知します。
- ⑥ 低コストで効果的な獣害防止技術の開発や現場への適用、普及を促進します。
- ⑦ 少花粉スギ等花粉症対策種苗の生産技術に関する研究開発を促進します。

【目標値】

指標	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
年間再造林面積	11.5ha	50ha

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 森林所有者の防災・減災に向けた森林整備への理解や意欲の向上
- ・ 県民生活に影響を及ぼす風倒木被害などの減少

(2) 具体的な取組

- ① 人家や公共施設等の上流などの特にリスクの高い山地災害危険地区の森林について、適切な森林整備や治山対策を推進します。
- ② 道路等のライフライン沿いの森林について、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）と連携し、優先的に対策を行う箇所における、モデル的な事業からスタートし、減災に資する森林整備等に取り組みます。今後、関係機関による連携のもと、全県的な取組となるよう取組を進めます。
- ③ 奥地等の条件不利地における被害森林について、県、市町、森林組合等が適切な役割分担を行い、復旧に向けた取組を進めます。
- ④ 災害に強い森林づくりのため、研究機関等と連携し、現地調査等を行い、現地条件に合わせた効果的な整備方法の確立に向けた取組を進めます。

【目標値】

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
ライフライン保全整備箇所数	—	25 か所

注：関係者との適切な調整のもと、予防的に伐採処理等が行われた箇所

3 「やまの健康」推進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ ポストコロナを見据えた取組を進めるとともに、農山村の活性化を図る
- ・ 農山村における森林資源や地域資源を活かした生業や収入源の確保
- ・ 農山村における関係人口の増加による活性化と都市部の過密問題等の解決への寄与
- ・ テレワークやワーケーションなどのニーズに応じた働く場の提供

(2) 具体的な取組

- ① 天然林資源、特用林産物、森林空間などを活かした新商品や、食品や健康、観光などの他分野と組み合わせた新たな産業を創出する「6次産業化」の取組を支援します。
- ② 「FATHER FOREST LIFE～やまで健康になる、やまを健康にする～県民アクションガイド（令和2年3月滋賀県発行）」を活用し、やまの魅力向上を図り、県民をやまに誘う啓発活動を行います。

- ③ 県内各地の世界遺産、日本農業遺産、日本林業遺産などの森林文化等の価値を発信し、地域の魅力の向上を図ります。

【目標値】

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
地域資源の活用に取り組む森林・農山村団体の数	5	15

4 公共建築物木造化プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 県や市町の公共施設の建築を担当する部局との連携促進
- ・ 県産材を取り巻く環境や実情に対応した加工・流通体制の構築
- ・ 需要に的確に対応する製品や原木の供給による県産材の市場からの信頼性の向上
- ・ 公共施設の建築に従事する設計士や工務店等との連携促進
- ・ 木のよさの見える化を図ること

(2) 具体的な取組

- ① 公共施設の発注を行う県や市町の建築関係課に対し、木材の調達や木造施設の設計等に関する情報提供を行うなど、一層の連携を図ることにより、公共建築物の木造化および木質化を促進します。
- ② 県内および近接する県外において加工や流通の強みを持つ製材工場が連携協力し、公共施設等への県産材利用について、地域のニーズに応える体制の構築を支援します。
- ③ 公共施設の計画設計や建築工事に従事する設計士、工務店等に対し、木造建築や内装等の木質化に関わる研修や情報交換等を行います。
- ④ 今後本県で開催が予定される第 72 回全国植樹祭や、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会を契機に、公共施設等へのびわ湖材による県産材利用を推進します。

【目標値】

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
県産材を活用する建築設計に関する支援を行った公共建築物数（累計）	二	30 件
産業用建築物※における木造率	5.8%	8.0%

※ 建築住宅着工統計による：公共建築物、民間非住宅の合計

5 木質バイオマス地域循環プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 林地残材（未利用材）の有効利用
- ・ 県産材の木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギー利用の促進
- ・ 木質バイオマスの熱利用や発電利用による再生可能エネルギーの地産地消の推進

(2) 具体的な施策

- ① 林内に放置される林地残材（未利用材）の搬出利用を積極的に推進します。
- ② 木材流通センターや原木市場を中心に、素材生産業者等の連携を進め安定的な流通体制の構築を支援します。
- ③ 県内の木材チップ加工工場をはじめ、木質バイオマス利用施設等への安定的な木質バイオマスの供給を推進します。

【目標値】

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
エネルギーとして利用される木質バイオマスの量	21,497 絶乾トン※	30,000 絶乾トン

※ 水分を含まない完全に乾いた状態の重さ

6 木育活動促進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 県内全域での木育の推進
- ・ 県民の暮らしの中で木が使われ、自然と木に触れ親しむ環境の提供

(2) 具体的な施策

- ① 市町や関係団体、企業等と連携・協力して木育の場の確保を図ります。
- ② PR 効果の大きい企業等における木材利用、木育活動を支援します。
- ③ 木育について、専門的な知識を有し、啓発を行う指導者の育成を図ります。
- ④ びわ湖材県産材を用いた木のおもちゃなど、木育に関する製品を製造する木工所等への支援を行い、活用する主体との連携を図ります。

【目標値】

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
木育指導者の数	—	15 人

※ 県産材利用にかかるプロジェクトの関係

県産材利用においては、ニーズに対応する製品の安定供給、県産材を活かす建築設計、また木質バイオマスの利活用、さらに県民全体で県産材利用の機運を醸成する「木育」の推進が重要な課題となっています。関連するプロジェクト（４，５，６）の取組の関係について以下に示します。



図 20 県産材利用にかかる各プロジェクトの関連イメージ

7 林業人材育成プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・安全かつ効率的な森林作業が実践できる人材の確保、育成
- ・森林作業におけるICT等を活用した最新技術の導入
- ・林業生産活動における労働生産性、収益性の向上
- ・農山村において、森林や地域資源を活かし暮らしを営む意欲のある人材の育成

(2) 具体的な施策

- ①「滋賀もりづくりアカデミー」において、林業就業者に対し、安全かつ専門性の高い技術の習得を促進します。

【習得を目指す技術の事例】

- ・ICTを活用した情報の把握や安全に配慮した林業機械の操作技術
- ・製材需要に的確に対応した木材の供給など、取引ニーズの把握手法
- ・森林や地域資源を総合的に活用した、農山村での暮らしを営むノウハウ

【目標値】

指標	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
滋賀もりづくりアカデミーにおける 既就業者コースで技能向上に取り組 む作業班数(累計)	—	50 班

第8 指標と主なSDGsターゲットとの関連

それぞれの施策において掲げる指標と、SDGsのターゲットとの関係について、以下のとおりします。

1 基本施策

施策番号	指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)	関連する主なSDGsターゲット
施策1	除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	54%	90%	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	民有林の森林経営計画カバー率	9%	15%	
	合成公図作成面積	11,259ha	42,000ha	
	下層植生衰退度3以上の森林の割合	19%	10%	
施策2	森林づくりに関する講座等への参加者数（累計）	66人	1,400人	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	「やまの健康」を目指してモデル地域等が取り組むプロジェクト数	5	20	
施策3	県産材の素材生産量	100,800 m ³	165,000 m ³	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	びわ湖材製品出荷量（原木換算）	64,750 m ³	115,000 m ³	
	林業産出額	10.8億円	13.8億円	
施策4	滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	60名	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体数	5団体	50団体	

2 重点プロジェクト

施策番号	指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	関連する主なSDG s ターゲット
1	年間再造林面積	11.5ha	50ha	15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
2	ライフライン保全整備 個所数	—	25 か所	11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
3	地域資源の活用に取り 組む森林・農山村団体 の数	5	15	11. a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
4①	県産材を活用する建築 設計に関する支援を行 った公共建築物数（累 計）	二	30	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
4②	産業用建築物における 木造率	5.8%	8.0%	
5	エネルギーとして利用 される木質バイオマス の量	21,497 絶 乾トン	30,000 絶 乾トン	7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
6	木育指導者の数	—	15 人	12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
7	滋賀もりづくりアカデ ミーにおける既就業者 コースで技能向上に取 り組む作業班数（累計）	—	50 班	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

第9 推進体制

1 財源の確保

琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税をはじめ、国庫支出金や一般財源等を活用し、着実な森林づくりに向けた事業に充てることとします。

2 進行管理と点検評価

- ・本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－反映(Action)）」による進行管理を行います。
- ・年度毎に、事業の進行状況等を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価します。
- ・それらの結果を本計画等の改善に反映します。
- ・評価する機関は滋賀県森林審議会とし、毎年1回実施します。

3 実施状況の公表

県の森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等で広く公表します。

4 関係者との連携・協力

県は、森林、林業、木材産業関係者をはじめ幅広い関係者と連携し、一体的に取り組むことにより、本計画の推進を図ることとします。各関係者には、以下の役割を担いながら、取組を推進することが期待されます。

森林づくりに関する様々な課題、特に放置森林対策に向けた森林情報の把握や境界明確化といった課題に対しては、市町や森林組合が構成員となる森林整備協議会を通じ、連携や合意形成を図り、協力して取り組むこととします。

(1) 市町

- ・森林経営管理制度を推進する主体であり、地域の合意形成、市町自らが行う森林経営管理等に取り組むことが必要です。
- ・市町村森林整備計画や林地台帳の作成主体であり、森林経営計画の認定を行う主体として、森林所有者や森林組合等に対し、積極的な指導・助言を行うことが求められます。
- ・公共建築物の発注者として、地元の木材業者や製材業者等から県産材を調達するなど、地域経済の活性化に重要な役割を担っています。
- ・公有林の経営にあたって、地域の林業や木材産業を牽引する中心的な役割が期待されます。

(2) 森林所有者

- ・自らが責任をもって適切な森林管理を行うことが求められます。
- ・自力で森林管理を続けることが困難な場合は、森林経営管理制度も活用しつつ、市町や森林組合に経営を委託し、長期的な森林管理を行うことが必要です。
- ・県民の主体的な参画による森林の利用や保全管理が進むよう、地域ぐるみによる活動場所の提供や参加等に協力することが求められます。

(3) 関係業界・団体

- ・林業・木材産業の関係者は、森林組合等の林業事業体をはじめ、種苗生産、製材加工、流通、建築など多岐に渡っており、業界関係者が連携して県産材の安定供給体制の構築を図ることなど、それぞれの取引を担う各分野で、役割を担っています。
- ・新たな雇用を確保し、後継者を育成することが求められます。

(4) 県民・NPO・企業等

- ・ボランティア活動等を通じた直接的な森林づくり活動や消費者として県産材を利用することなどの役割を担っています。
- ・企業においては、事業活動に県産材を活用するとともに、森林づくりパートナーとして積極的に参画する、また、森林管理により創出された二酸化炭素吸収量のクレジットを自社で発生した二酸化炭素の量と相殺する「カーボン・オフセット」の取組などを通じて、地域の森林づくりに貢献することが求められます。

(5) 大学、研究機関

- ・研究成果等を県民等に提供し、県民や行政と連携した適切な森林の保全や利用を促進する役割等が期待されます。

《参考資料》

滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿

〔滋賀県森林審議会における審議〕

- 令和元年 7月 2日 滋賀県の森林・林業を取り巻く新たな課題について
琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の成果と課題について
- 令和元年 9月 11日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）策定の諮問、方向性の検討
- 令和元年 10月 21日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）骨子案の検討
- 令和元年 12月 18日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案の検討
- 令和2年 2月 19日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案（修正）の検討
- 令和2年 5月 18日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）答申案の検討（書面開催）
- 令和2年 6月 30日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）答申

※審議会における議論の詳細については滋賀県ホームページで公開しています。

滋賀県森林審議会委員名簿（50音順） 任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日

氏 名	現 職 名・所 属 等
石谷 八郎（いしたに はちろう）	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長 滋賀北部森林組合 代表理事組合長
伊藤 利恵（いとう りえ）	公募
岩永 裕貴（いわなが ひろき）	滋賀県林業協会 理事 甲賀市長
梅本 健一（うめもと けんいち）	滋賀県認定青年林業士
小川 慈（おがわ めぐみ）	（公社）滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
金子 晃（かねこ あきら）	公募
北村 美代子（きたむら みよこ）	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
熊川 忠（くまがわ ただし）	滋賀県木材協会 副会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
栗山 浩一（くりやま こういち）	国立大学法人京都大学 教授
小杉 緑子（こすぎ よしこ）	国立大学法人京都大学 教授
鶴鶴 真知子（ささき まちこ）	株式会社平和堂 CSR推進室長
田邊 由喜男（たなべ ゆきお）	森杜産業株式会社代表取締役社長
長島 啓子（ながしま けいこ）	京都府公立大学法人京都府立大学 准教授
山崎 準（やまさき ひとし）	滋賀森林管理署長
八代田 千鶴（やよた ちづる）	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員